

令和3年9月30日

文部科学省高等教育局長

増子 宏 殿

一般社団法人国立大学協会

会長 永田 恭介

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の
新規入国の緩和に関する要望

現在、各大学においては秋季入学開始の時期を控える中、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生の入国が制限され、国費外国人留学生は順次入国が進められているものの、私費外国人留学生については入国ができない事態が長期化しています。

各大学はオンライン授業の提供等で対応を続けていますが、実験・実習科目などはオンラインで行うことができません。この問題は、特に修学期間の短い大学院生にとって極めて深刻であり、当該学生への学修機会を速やかに確保する必要が日に日に高まっています。この間、外国人留学生にとって日本文化に直接触れる機会や人的交流の機会が失われるだけでなく、我が国にとっては将来の親日・知日家を育成する機会や、日本人学生がグローバルなネットワークを構築する機会が失われてしまっています。我が国が多様性に富み、持続可能でインクルーシブな社会の実現を目指すうえでも、現在の状況が改善される必要があります。

世界では留学生獲得競争が激化し、我が国の学生も含めワクチンを接種した外国人留学生を受け入れる国々も出てきています。渡日制限が続いているために、我が国への留学を決意した外国人留学生の中からも、留学生を受け入れている他の国々への転学等に切り替える事例も出てきています。高度人材である外国人留学生の流出や減少は、我が国の研究力の低下や将来の安全保障面を含めた我が国のプレゼンスの低下にも繋がりがねない極めて深刻な事態です。

つきましては、今般の緊急事態宣言等の解除に当たり、以下のとおり私費外国人留学生の新規入国の緩和措置を要望します。関係省庁との交渉など特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 各大学における責任ある受入れ体制と感染予防措置の徹底を前提とした上で、私費外国人留学生の新規入国停止の緩和及び査証発給の再開
2. 私費外国人留学生が陰性証明書及びワクチン接種証明書を提出した場合の入国後待機期間の大幅な短縮